

元気派市民の会は、「市民が主役のまちづくり」を掲げ、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、市民の暮らしを大切に市政運営を求め続けています。だからこそ、私達は自分たちのまちは自分たちでつくる自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組み、持続可能な共生社会を目指していく必要があります。

市長は長期間、検討され、市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則」を明らかにして、自治によるまちづくりを進め、もって活力のある豊かな地域社会を実現するために、平成25年4月1日に自治基本条例が施行されました。

この条例の肝である第2章 自治の理念にある第四条、まちづくりは市民、市議会、及び市長が、互いを尊重しながら、それぞれの役割を果たすことにより、自主的かつ自立的に進めるものとする。まちづくりは市民、市議会、及び市長が、まちづくりに関する情報を共有したうえで、参加と協働により進めるものと定めています。市政は住民自治の実現に向けて努力することが求められ、そのことが基礎自治体としての使命であると考えます。

平成30年度は、市長が総仕上げと位置づけた市長任期最後の年度です。まちの将来像にある「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち」となるよう市長の言われる新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりを進めて行くためにも、まちづくりの基本原則とする、自治基本条例に基づく市政運営が行われているのか、市の基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」、そして持続可能な市政経営を、強く求める立場から順次質問していきます。

1. 市政運営について

(1) 自治基本条例に位置づけられた参加と協働について

ア 調布駅前広場の取り組みについて

駅前樹木伐採を知った市民から樹木を残そうと署名活動を進めていく中で、様々な課題、地下駐輪場について、グリーンホールの存続問題、子ども達の遊び場はどうかなどに問題意識を持ち、課題に気づいた市民が「自治基本条例」にあるように自分たちのまちの市民に最も愛され親しまれてきた調布駅前広場の将来像について、自主・自立の精神を持って自主的、自立的に調査、検証する中で代案を示しながら市と共にまちづくりを協働で進めていきたいという活動が活発に続いています。

市は当初は広場内の樹木を伐採する方針から樹木を残す方向で検討、6月議会後にも説明会等開催しましたが、現状では議会も含め合意形成する状況に至っていません。行政としては議会、また市民理解を得るための努力を重ねていますが、先の8月30日開催の調布駅北側の工事説明会では、市としては主に工事に関する安全対策への説明会として位置づけ開催した場でしたが、市民からはバス運行調査等新たな視点から北口広場の樹木も含め、樹木も含めた全体像に対する提案がなされるなど、広場整備に対する市と市民の間のズレの大きさを再認識させられた会でした。

膠着状態にある調布駅前広場整備問題ですが、市は、今回の市民の動きは、まさに自らのまちづくりを参加と協働により創り上げようとするものであり、自治基本条例の成果で

あるとみることもできます。今後も市民との参加と協働を基本とし、市民との対話を重ね、共に汗をかきながらまちづくりを進めていくべきですが、その認識と決意を問い、市として、市民に駅前広場整備の考え方、方向性を示してもらおう機会として順次質問します。

さて、7月6日に市長から調布駅前広場整備における既存樹木の取扱いについて3回の市民会議の結果を踏まえ、市の基本的な考え方に関する報告を受けるために議会として全員協議会を開催しました。その際の説明に当たり、3つの市としての基本的な考え方が示されました。

1. 第一小学校由来の象徴的樹木をできるだけ現位置付近で残す工夫、樹木が記念樹である表示を検討。
2. 既存樹木は最大30本を新しい駅前広場に再活用できる現行案を基本に、どこまでどのように活用するか引き続き検討。緑豊かでほっとする憩いの場としての調布駅前の良さを新しい広場でも継承できるよう樹種の選定や配置を工夫する。
3. イベント開催可能な空間の確保や、安全に歩行できるよう樹木が障害にならない配置の工夫。

この考え方に対して、議会からは、地下駐輪場は五輪・パラリンピック終了後に着工すべき。駅前広場のランドデザインを示さないと市民の納得は得られないのでは。専門家の意見も聞くべき、樹木問題のみ切り離して議論することに無理がある。もう一度立ち止まるよう市長の英断をなど様々な意見が出され、議長からは、これらの意見集約し、検討・判断され丁寧に進めていくことを求めるとの発言がありました。

その後、7月18日には「鉄道敷地の整備に関する説明会」が映像シアターで開催され103名参加、私も参加しましたが、ここでも広場に関して様々な意見が出されましたが、司会から鉄道敷地の整備に関する説明会なので、近々広場に関しての説明会が行われるからの説明でした。

7月26日には市長も出席され、市民会議の委員に対して市議会で報告した市の考え方や出席のお礼伝える会が催されたと伺っております。7月28日には市主催の広場整備に関する説明会が開催され105名が参加、私も参加しましたが、ここでも市民からはグリーンホールの外階段の件、機械式駐輪場について、トイレや環境面まだ様々な課題・提案もありましたが、多くの方から市長の出席を求める声が出されていました。そして8月30日には調布駅北側駅前広場の工事説明会が開催されました。以上が6月議会以降の調布駅前広場整備に関する市民への説明の場として設定されてきた動きと認識しています。

そこで質問いたします。

○7月6日開催されました全員協議会で出された議会からの論点、特に広場全体の整備事業のランドデザインを示すべき、専門家を入れるべき、あるいは着工時期を延ばすなど立ち止まって再考すべき等の意見も出されましたが、これらの指摘に対して市はどう対応してきたのでしょうか、また今後はどう対応されるのか聞かせください。

○自治基本条例の前文に「自然の豊かさと都市の利便性が調和するまち」とあります。これが調布市民のアイデンティティのひとつを象徴している言葉ですが、この点についての市長の見解を求めます。

○基本条例に基づくまちづくりを進めるため、広場空間の整備については、建設的な意見

交換をし、情報共有しながら市民との協働で進め、創り上げていくという「参加と協働の象徴的事業」として推進すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

- 7月30日に開催された環境保全審議会を傍聴致しましたが、その際に広場の樹木に関する報告がなされた中で、今移植できない中で、残された時間に広場に対する市のスタンスを明確にすべきとの指摘もありました。審議会会長が7月28日の説明会では私的な立場での発言ではありますが、環境面から広場への有り様を話し合いたいとの意見も聞かれました。市には景観審議会、環境保全審議会、バリアフリー推進協議会、交通総合計画等検討委員会もあります。植木の専門家なども含め、委員会委員等も交えたテーブルを用意し、第三者的な立場のファシリテーターにより、緑・水・賑わいといった考え方の整理をし、市民との意見交換を重ねて、課題解決を図るべきであると考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。
- 広場の完成後の運営も含め、市民の参加と協働の仕組みをつくり、今後のまちづくりのモデルとすべきではないでしょうか、お考えをお聞かせください。
- 市長も会議に出席し、駅前広場に対するまちづくりへの思いを市民に伝え、イメージを共有すべきではないでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

イ 調布市審議会等の会議の公開に関する条例について

私は、平成28年4月に施行された今条例に賛成した立場にあります。この条例は市民参加による開かれた市政を推進、市政における公正の確保、透明性の向上を図るために制定されましたが、対象とする審議会等の会議は地方自治法に基づく執行機関の附属機関で35の審議会等を指します。当然附属機関に準ずる機関として規則や要綱等により設置する委員会や協議会等もこの条例に準じて会議を運用されています。私自身これまで条例に定められた審議会等を始め様々な委員会等の会議を傍聴しています。市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが参加の前提ですが、公募等により市民が審議会等の委員として参加、直接意見等を述べる機会が確保されること。もう一つは審議会等の会議の公開により政策形成過程における市政情報を広く市民と共有し市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとし、この条例が市民の知る権利や参加を保障するものとして、制定から一年を経た今、条例の主旨に沿って会議が行われるように、日頃の傍聴からいくつか具体的な課題を指摘し、運用のばらつきを是正して、参加と協働のまちづくりに寄与する条例になるよう条例についてもPDCAをすることの提案も含め質問します。

- 市は各部に対する条例を運用するに当たって、条例の主旨や運用についてどのように指導してきているのでしょうか。その際には傍聴の方法等、統一性を保つように説明されてきたのでしょうか。これまでの傍聴の経験から以下の項目について対応や取扱が不統一です、この現状を認識されているのでしょうか、また認識されているとすれば、どう改善を進められるのでしょうか。
- 傍聴の申し込み方法について、規則には先着順、定員を超えることが明らかな場合は事前申し込み、先着順とあるが、委員会によっては資料の準備の都合として前日締めきりにする事例がありました。傍聴定員を超えているようでない中で、こういったばらつきの事例があります。
- 傍聴者に対する注意事項も、それぞれで統一されていません。

○会議の資料について傍聴後の回収が前提の会議も散見されます。資料提供の方法、資料内容についてどう統一しているのでしょうか。

○会議におけるアンケート実施について。公募等など市民参加が限定的な点からも、市民参加の保障のひとつです。どの審議会等でもアンケートを行うべきです。

○名簿と席次表の必須化を図るべき。傍聴者にとって誰が何を発言したかを知る大事なツール。

○役員選出の公開度について、第三条に会議は公開が原則を規定していますが、役員峻出について非公開とする場合が多いのは公開原則に反します。審議するメンバーの自己紹介等も重要な情報、傍聴者には時間前に来ることを求め、20分程度待たせるは当たり前に行っている慣行は見直すべき。会議録の公表について、条例には速やかに会議録を作成することが明記されています。次回の会議前に公開すべきでは。

(2) 平成 30 年度予算編成に向けて

ア 予算編成方針について

平成 30 年度は、市長がまちづくりの総仕上げと位置づけられた 4 期目の最終年度に当たります。これまでを振り返り、何を重点におき市政を運営されてきたのか、考え方を伺うものです。市長が日頃から第 1 の責務としている市民生活の支援について、現状における市民生活全般をどう捉えているのでしょうか。子育て、子どもの貧困、老々介護、認知症への不安介護離職など様々な市民生活の課題に対して、次年度はどう向かい合うのでしょうか、お聞かせ下さい。

イ 歳入歳出の見通しと収支均衡について

28 年度の決算、及び 29 年度までの状況を踏まえ、30 年度の財政状況をどのような見通しを持っているのでしょうか。その際には収支均衡は基本と考えるものですが、この点に対する市長の基本的な考え方についてお聞かせください。

ウ 地方消費税の使途について

上程時にもお話ししましたが、地方消費税は目的税の性格を持っており、福祉の充実に振り向けなければならないことになっています。消費税の使途を明確にすることは、納税者に対する説明責任を果たすことになり、また福祉の充実を実感できることになります。消費税の使い途を福祉の充実分に充当するという基本に立っての予算編成を求めるものです、決算書においても、消費税収入の充当について大きな事業単位でしか示されていません。消費税の増額分を福祉充実分として、福祉部門が新規施策や充実施策の財源に振り向けるべきではないでしょうか。例えば介護者の居場所、生きづらい社会の中で苦悩する子ども達の居場所を提供している居場所への支援など充実すべき事業は多いはずですが、使途を市民に分かりやすく説明することで行政への信頼も増します。この点に対する具体的な施策展開をお聞かせください。

行政計画の地域区分について

見直しされている福祉 3 計画の地域区分は現時点では 8 カ所と聞いています。これはこ

れまで市が進めてきた地域福祉計画における10カ所と異なります。私は、2年前福祉施策は中学校区を視野にした拠点づくりをとの質問をした際には明確な答弁はありませんでした。地域包括システムの拠点として地域福祉センターの位置づけについても発言してきましたが、最近の国の政策の有り様を見ても、今後は地域福祉の視点から、まちづくりと一体化した政策が必要になってきていることは否めません。地域福祉計画では市内を10地域に区分して政策展開をされてきたことや、市内10カ所の地域包括支援センターの担当区域を地域ケア区域として定めてきた経緯、そして市として基礎地域10地域にセンター機能を担う地域福祉センターが配置されていることを考慮すれば、市のまちづくりと福祉政策を連携させていく意味からも、10地域を目指し施策展開すべきとの視点からいくつか質問します。

○調布市は、広域的地域4、基礎的地域10、生活地域20と3つの地域区分を考慮してまちづくりが進められていますが、まず現在の行政計画のまちづくりにおけるそれぞれの地域区分が市政経営に果たしている意義と役割に対する基本的な考え方についてお聞かせください。

○福祉3計画は策定途中ですが8区域が提案されていますが、この考え方についてお聞かせください。

○地域福祉センターのあり方検討が進められてきましたが、同施設を基礎的地域とする考え方に変更はないのでしょうか。

○地域福祉センターが地域の拠点であるということは、福祉分野に置いても拠点性を持つことになるとと思いますが、各部との横断的な連携が定められていますが、地域区分との関係の整合性は不可欠を考えますが、どのように配慮して進めていくのでしょうか。

○いずれ現在の10地域という概念は市民のコミュニティの状況やわかりやすさ、そして拠点の意義を考慮すれば、まちづくりの観点から複数ある区域区分を整理し、統合していく必要があると考えますが、今後の方向性についてどのようにお考えでしょうか。

(市長答弁)

ただいま、大河巳渡子議員より市政運営について御質問をいただきました。

私からは、調布駅前広場の取組及び平成30年度の市政経営方針に関する御質問についてお答えします。

調布駅前広場計画については、京王線連続立体交差事業の計画にあわせ、南北一体の街づくりを進めるため、参加と協働により平成12年3月に「中心市街地街づくり総合計画」として取りまとめで以降、様々な市民参加手法を重ね、新生・調布のまちの骨格をつくる一大プロジェクトとして、段階的に検討、整備を進めているところです。

調布駅前広場のランドデザインとしては、平成25年に基本設計レベルの検討図を公表しておりますが、基本となる考え方は、中心市街地デザイン・コンセプトのなかで「にぎわい 庭園 ちょうふ」としてとりまとめており、新生・調布のシンボルとして、市民の皆様が親しまれる駅前広場を目指して参ります。

また、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎを生み出す都市空間として調布駅前広場を起点に周辺の商店街や文化施設、観光スポットへの回遊性を高めていきたいと考えております。

次に、自治基本条例に基づく市民参加の取組についてです。私はこれまで一貫して参加と協働によるまちづくりを市政経営の基本的な考え方に据え、多様な市民参加・協働の実践を重ねながら、市民の皆様とともにまちづくりを進めて参りました。

既存樹木の取扱いについては、昨年度、調布駅前南口広場樹木を守る会の方々と会合を重ね、私自身も会合に参加しましたが、残念ながら合意には至りませんでした。そのため、市議会からの提案に沿う形で、既存樹木の取扱いについて、多様な市民の皆様を含めた市民会議を開催いたしました。

市民会議は、自治会や商店会、商工会、青年会議所などから推薦をいただいた皆様で構成し、これまでに3回開催しました。

その中で、様々な御議論もいただきましたが、地下自転車駐車場の整備を前提とした既存樹木に対する市の基本的な考え方については、市民会議の委員の皆様、大方の御理解は既にいただけたと認識しております。

今後も、様々な事業の推進に当たっては、市民参加や協働を実践する中で、引き続き、幅広い意見の聴取につながる工夫や運用改善を重ね、市民の皆様と目指すべき将来像の共有を図りながら計画的にまちづくりを進めるとともに、市民の皆様と対話をする際は、必要に応じて私自ら直接市民の皆様へ御説明申しあげること適時行って参ります。

次に、自然と都市の利便性の調和については、今後とも調布らしさを示す概念として大切にしながらまちづくりを進め、その成果を将来の世代に引き継いでいきたいと考えております。

調布駅前広場の整備においても、利便性の向上を目指した交通結節機能の充実と、自然の豊かさが感じられる緑の配置を検討し、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間を形成して参ります。

次に、市政経営方針に関する御質問についてお答えします。

市民生活を大切にすること、これは私の市政経営の原点であり、平成30年度の市政経営に当たっても当然のことながら、これまでと同様に市政の第一の責務として、市民の安全・安心の確保と市民生活支援へ継続的に取り組んで参ります。

修正基本計画の最終年次である平成30年度は、計画に位置付けた目標の達成に向け、引き続き4つの重点プロジェクトを基軸とした各施策・事業の着実な推進を図るとともに、2つのアクションの実践やまち・ひと・しごと創生総合戦略との有機的な連動により、施策全体の効果的な推進に取り組んで参ります。

その中で、子ども・福祉分野等における国の制度改正等への継続的対応をはじめ、新生・調布のまちの骨格づくりの着実な推進、

2019・2020年に向けた取組の展開、2025年を見据えた地域包括ケアの構築、公共施設マネジメントの推進など、次期基本計画期間を見据えた課題を含め、ソフト、ハード一体となったまちづくりを多様な主体と連携しながら推進して参りたいと考えております。

御質問にありました市民生活支援に関しては、修正基本計画において、特に、子ども・福祉分野における市民生活に大きな影響を及ぼす制度改正等に伴う新たな課題への対応を位置付け、各施策を展開しているところです。

今後も、組織横断的な連携の下、子どもの貧困対策、困難を抱える子ども・若者への支援をはじめ、児童福祉法や母子保健法の改正に伴う児童の健全な育成や妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、地域共生社会の実現に向けた取組の推進や地域包括ケアの構築など、だれもが安全・安心にいきいきと暮らせるまちづくりを進めて参ります。

併せて、平成30年度は、現行の基本構想・基本計画におけるまちづくりの基本目標や施策体系など基本的な枠組みを踏まえながら、施策を横断する課題や新たな課題への対応など、各施策を取り巻く状況を踏まえた課題整理を行い、平成30年代を展望した次期基本計画の策定に取り組んで参ります。

その他の御質問については、担当よりお答えします。

(都市整備部長答弁)

私からは、調布駅前広場の取組に関する今後の進め方についてお答えします。

樹木や地下駐輪場を含む今後の駅前広場整備については、これまでの検討経過や市議会、市民会議などでいただいた御意見などを総合的に勘案しながら、市民の皆様にとって利用しやすい駅前広場となるよう、検討を進めているところです。

既存樹木に関する市の考えとしては、本年7月に開催させていただいた全員協議会でも御説明したとおり、「象徴的な樹木は出来るだけ現位置付近で残せるよう工夫をする」こと、「最大30本を新しい駅前広場に再活用する現行案を基本に、どこまでどのようにできるか引き続き検討する」こと、「将来の樹木配置については、イベント開催時や歩行動線に支障とならないよう工夫する」ことを基本としております。

現状では、これまで多くの市民や関係機関と共に積み重ねてきた検討経過もあり、既に事業実施段階にあることから、現計画を基本として進めていきたいと考えておりますが、これまでいただいた市議会や市民の皆様の御意見も踏まえ、引き続き丁寧に取り組んで参りたいと考えております。

今後の進め方については、駅前広場の機能や配置などの検討の進捗に応じ、御提案のありました専門家を交えた検討の場なども含め、適時適切に市民参加を実践しながら取り組んで参りたいと考えております。

(行政経営部長答弁)

私からは、調布市審議会等の会議の公開に関する条例について、平成30年度予算編成の歳入・歳出の見通し及び地方消費税の用途について、また、行政計画における地域区分について、御質問の順番と多少前後しますが、お答えします。

審議会等の会議の公開に関しては、市民参加手続の一つとして、より統一した運用を図るため、自治の理念と市政運営に関する基本条例を具現化する取組として、平成28年4月に調布市審議会等の会議の公開に関する条例を施行しました。

この条例は、地方自治法に基づく執行機関の附属機関を対象としておりますが、規則や要綱等により設置する委員会や協議会等についても、可能な限りこの条例に準じて、会議の公開に関する運用を行うこととしています。

条例案の検討段階から市民参加推進協議会を通じた課題整理や、実践を踏まえた運用改善を図りながら条例制定に取り組み、条例施行後の運用段階においても、市民参加推進協議

会や市民参加推進研修等を通じて庁内で共有し、会議開催の事前公表や傍聴の取扱い、会議録の作成・公表など、条例の適切な運用に努めてきたところであります。

また、条例制定の取組と合わせて、市ホームページにおける審議会等の会議に関する情報提供の改善や、市報において、「審議会等の会議の傍聴コーナー」を新たに設けるなど、市民の目に届きやすい工夫や改善についても庁内で共有しながら取り組んで参りました。

一方で、会議の性質や議題によっては、会議運営において特別な配慮が必要な場合もあるなど、運用上の課題も見られることから、実践状況を整理する中で、今後も可能な運用改善を検討、実践し、条例の適切な運用を図って参りたいと考えております。

その中で、公開で開催した場合の会議資料に関しては、会議内容の理解促進を図る観点から、当該会議の委員に配付した資料を原則、傍聴者に提供するものとして運用しております。今後も、こうした考えの下、条例の趣旨に沿って、会議資料の提供に努めて参ります。併せて、委員の名簿や座席表も含め、傍聴者にとって分かりやすい資料提供に努めるとともに、御質問にありました役員選出時における会議公開の取扱いについては、条例の趣旨を踏まえ、会議の性質に応じて適切な対応を図って参ります。

傍聴者からの意見聴取については、審議会等の会議の性質や議題により、必要に応じて、これまでも実践してきたところであり、特に計画策定を伴う会議については、傍聴者へのアンケートを実施するなど、市民意見の把握に努めて参ります。

会議録に関しては、会議の透明性や市民の理解促進の観点から、審議会等の会議終了後は、速やかに会議録を作成・公表していくこととしておりますが、審議会等の会議の開催頻度、会議時間の長短、会議録の作成方法、各委員の発言の確認方法などがそれぞれ異なるため、一律に期間を定めていくことは難しいと考えており、次の会議が開催される前までに公表できるよう引き続き、努めて参りたいと考えています。

併せて、会議録を公表するまでの間、審議会等の会議における意見等の概要や要旨を公表するなど、会議の状況に応じて、速やかな情報提供にも取り組んで参ります。

こうした審議会等の会議の公開に関しては、市民参加プログラム実践状況報告書として取りまとめる中で、運用上の課題を整理し、政策形成過程における透明性向上につなげられるよう努めてきたところであります。

今後も、参加と協働を推進していくための前提となる市民と市がまちづくりに関する情報を共有していく観点から、市民参加推進協議会等を通じて、庁内で課題を共有しながら、引き続き、会議の性質に応じて可能な範囲で、条例の趣旨を踏まえた運用改善に努めて参ります。

次に、平成30年度予算編成の歳入歳出の見通しと収支均衡についてであります。

平成30年度までの現行の財政フレームにおいては、歳入における市税や各種交付金の主要な一般財源は、計画期間中、ほぼ同水準で推移するものと見込んでおります。

平成28年度決算では、市税収入は高水準であった前年度決算額との比較では減となりましたが、予算額や財政フレームの水準は確保したところです。

しかし、市税のうち法人市民税については、各年度の企業収益等の状況により変動するため、先行きは不透明であり、市税総体では、財政フレームの水準からの大幅な増は見込めないものと考えております。

一方の歳出については、平成30年度の財政フレームでは、社会保障関係経費や保育園運営経費の増のほか、公共建築物維持保全、鉄道敷地の整備に係る経費などを見込んでおります。

予算編成にあたっては、この財政フレームが基本となりますが、財政フレームで見込んでいない制度改正への対応や新規事業を既に実施しているほか、事業の進捗に伴う増要因などもあることから、歳出は財政フレームから大幅に増加することが想定されています。

収支均衡に向けては、歳出では、選択と集中の視点から、事業の優先度の精査や事業の見直しによる経費縮減の取組に加え、平成28年度決算における経常収支比率の結果も踏まえて、経常的経費の縮減に向けた取組が必要となって参ります。

一方の歳入では、国や東京都等の特定財源の最大限の確保や、市税等の収納率向上に向けた継続的な取組など、あらゆる角度からの歳入確保が必要であります。こうした取組を通じた自主自立の経営努力により、市独自の財政規律を保持する中で、収支均衡を図って参ります。

次に、地方消費税の使途についてであります。

平成26年度からの消費税率の引上げに伴う、地方消費税収の増収分は、社会保障の充実、安定化と将来世代の負担軽減のため、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

市の歳入における平成28年度の地方消費税交付金は、前年度より5億2000万円余の減となる、45億5000万円余となりました。

このうち税率引上げ分は、22億1000万円余となっています。

平成28年度は、この税率引上げ分を、保育園待機児童対策をはじめとする施策の充実のほか、年々増加する社会保障関係経費などの財源として活用いたしました。

平成30年度予算においては、子ども・子育て分野、福祉分野における課題に適切に対応するため、これまでの間、充実を図ってきた保育園待機児童対策や社会的に困難を抱える子ども・若者への支援などの財源として活用するほか、制度改正への対応や年々増加する社会保障関係経費に対する活用などを見込んでおります。

予算編成にあたっては、関係部署との協議を踏まえ、地方消費税率の引上げ分を社会保障の充実・安定化に向けて適切に活用するとともに、今後も引き続き、その活用状況については、予算や決算の参考資料の中で、引上げ分を活用した主な事業等を具体的に掲載し、分かりやすい説明に努めて参ります。

次に、行政計画における地域区分についてであります。市の施策の推進や公共サービスの提供における地域区分については、東西南北の4つの広域的地域、10の基礎的地域、20の生活地区に整理しています。

現在の基本計画における地域別計画や都市計画マスタープランでは、まちづくりは一定の広がりの中で考える必要があるという考えの下、広域的地域区分である東西南北4地域ごとにまちづくりの方向性を示しております。

また、地区協議会を中心とした地域コミュニティの形成においては、小学校の20の学区を生活地区として整理するなど、それぞれの施策分野で、テーマや対象に応じた地域区

分により、地域の实情に即したまちづくりを進めています。

一方で、市はこれまで、東西南北4地域及び基礎的地域10地区の地域構成を基本に、市民の多様なニーズに対応するため公共施設の整備に取り組んで参りました。その中で、地域福祉センターについては、昭和48年に金子地域福祉センターを整備して以降、10の基礎的地域ごと、地域のコミュニティや市民活動の拠点として10箇所地域福祉センターを配置してきました。

近年、地域福祉センターにおいては、他の公共施設同様、経年劣化による施設・設備の老朽化や、多様化する利用者ニーズへの対応が課題となっており、市では利用者アンケートの結果等を踏まえた機能の在り方検討を行うとともに、検討内容を踏まえた施設改修にも取り組んでいるところです。

また、現在、市では福祉3計画の改定に当たり、福祉分野における地域区分の見直しに関する検討を行っています。

今後も、各地域の特性を活かした地域主体のまちづくりの実践と各施策における連携を推進する中で、こうした検討状況を共有しながら、次期基本計画の策定に当たっての地域区分の在り方について検討し必要な整理を図って参りたいと考えております。

(福祉健康部長答弁)

私からは、行政計画における地域区分についての御質問のうち、現在、検討を進めております福祉圏域についてお答えします。

はじめに、調布市における福祉圏域の現状についてですが、地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画においては、人口の分布状況や福祉施設の整備状況などを勘案して、各福祉分野に応じて、それぞれに圏域を設定しています。

近年、福祉の課題は、より多様化・複雑化し、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」の問題や「制度の狭間」の問題など、複数の福祉分野にまたがる横断的な課題への対応が、喫緊の課題となっております。国においても「地域共生社会の実現」に向けて、地域の生活課題を包括的に受け止める体制の構築などの取組を始めております。

しかしながら、市では、従来からの、計画ごとに異なる圏域設定や、各専門機関等の担当者が異なるエリア分けでは、複合的な福祉課題を有する個人や世帯を支援する際に、連携する専門機関が異なるケースも見られました。そのため、顔の見える関係の中での効果的な支援や地域の支え合いが十分には機能しなかったケースもあるものと認識しております。こうした現状を踏まえ、調布市では、現行の福祉3計画における圏域設定の現状や今後の福祉圏域の在り方、また、これらに関連した福祉施策などについて、地域福祉推進会議や高齢者福祉推進協議会な

どに参加する学識経験者等を集めて、4回にわたり意見交換を行ったほか、庁内横断的な検討を重ね、広範な議論の中で包括的に検証を行って参りました。

その結果、地域福祉コーディネーターや地域包括支援センター等の専門機関等の担当エリアを一致させる必要があること、また、6地区で活動している民生委員や、地域福祉センターなど市内6箇所に配置されているボランティアコーディネーターとの連携等を含めて、地域における顔の見える関係づくりを構築することなど、市の实情等を総合的に勘案したうえで、今後の福祉施策の方向性を見出して参りました。

これを踏まえて、調布市では、福祉3計画の改定に併せて、現在、新たな福祉圏域について、検討を進めております。地域福祉計画における圏域については、第1層の大圏域から第3層の小圏域までの3層構造を設定しております。

その中で基礎となる第3層は市民にとってより身近で、地域の住民や団体をネットワークで結ぶ地区協議会の区域単位である小学校区とし、第1層は市全域で設定しています。そして、第2層の福祉圏域については、複数の小学校区で構成される中学校区規模の圏域に整理・統一化を図ることを検討しております。

小学校区は、福祉分野のみならず、教育、地域コミュニティ、防災等の各分野の共通基盤となっており、福祉圏域との整合を図ることで、福祉施策と各分野との一層の連携が期待され、さらに、教育分野や小学校区と密接な児童福祉分野との連携強化にもつながるものと考えております。

第2層の福祉圏域は、国等の基本的な考え方で示された中学校区規模を基本として、現行基本計画における東西南北4つの広域的地域を参酌した区域設定を想定しております。そして、各圏域の人口については概ね3万人を目安とするとともに、高齢者数、障害者数等が、一定の範囲となるように調整し、地域における様々な福祉資源の活用や連携を見据える中で、複数の小学校区の組み合わせを検討した結果、8圏域からなる福祉圏域の案をお示したところです。

今後につきましては、引き続き、各計画の策定に係る協議会等において、市民と共に検討を進めることにより、新たな圏域の設定について、議論を重ねて参ります。

また、福祉施策は、社会状況や市民のニーズの変化、国の制度改正等の動向に応じて、適宜、変更していくことが必要となります。新たな福祉圏域での取組やその圏域設定の検証を行うことも想定されます。こうしたことから、次期福祉3計画の改定に併せて、圏域における福祉実践の取組や圏域設定の在り方について検証し、必要に応じて見直しを進めて参ります。

市といたしましては、「2025年問題」をはじめ、将来的に予想される福祉課題に対応するため、これまで検討課題となっていた福祉圏域の整理・統一化を進め、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図って参りたいと考えております。